

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和5年5月 31 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200705 号
厚生局事案番号 : 関東信越(国) 第 2300007 号

第1 結論

昭和 50 年＊月から昭和 58 年 7 月までの請求期間、同年 8 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間、同年 10 月から平成元年 3 月までの請求期間、同年 6 月から平成 2 年 1 月までの請求期間、同年 4 月から同年 6 月までの請求期間、同年 8 月から平成 3 年 6 月までの請求期間、同年 8 月から同年 10 月までの請求期間、同年 12 月から平成 4 年 11 月までの請求期間、平成 5 年 1 月及び同年 2 月の請求期間、同年 4 月から平成 10 年 3 月までの請求期間並びに平成 11 年 4 月から平成 27 年＊月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 昭和 50 年＊月から昭和 58 年 7 月まで
② 昭和 58 年 8 月から昭和 63 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで
④ 平成元年 6 月から平成 2 年 1 月まで
⑤ 平成 2 年 4 月から同年 6 月まで
⑥ 平成 2 年 8 月から平成 3 年 6 月まで
⑦ 平成 3 年 8 月から同年 10 月まで
⑧ 平成 3 年 12 月から平成 4 年 11 月まで
⑨ 平成 5 年 1 月及び同年 2 月
⑩ 平成 5 年 4 月から平成 10 年 3 月まで
⑪ 平成 11 年 4 月から平成 27 年＊月まで

請求期間①の頃は A 市にある B 社に住込みで勤務しており、私が 20 歳になった昭和 50 年＊月に、同社の事業主が A 市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。また、国民年金保険料も当該事業主が納付してくれた。さらに、請求期間②から⑩までの頃は C 市にある D 社に勤務しており、同社が保険料を納付してくれたかもしれない。請求期間①から⑩までのほか、請求期間⑪についても保険料が未納の記録になっているので、納付済の記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、A市にあるB社に住込みで勤務しており、同社の事業主が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてくれた旨陳述している。

しかしながら、B社の事業主は、請求者は同社に勤務していたが、請求者の国民年金の加入手續及び保険料納付は行っていない旨陳述している。

また、請求期間①当時、住民登録していた市町村で初めて国民年金の加入手續を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）が新規に付番される払出事務が行われていたところ、国民年金被保険者台帳管理簿によると、請求者の国民年金番号は、E市で払い出されており、払出時期は、オンライン記録において確認できる当該国民年金番号前後の被保険者に係る資格取得の処理日により、平成2年2月と推認される。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、請求者の氏名及びこれと類似する複数の氏名による検索を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

以上のことから、請求者は、請求期間①当時は国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない上、上記の国民年金番号が払い出されたと推認される時点（平成2年2月）においては、時効により、請求期間①に係る保険料を遡って納付することはできない。

加えて、改製原附票によると、請求期間①における請求者の住所はA市であるが、同市は、保存期限経過のため、当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はない旨回答しており、請求者の国民年金の加入及び保険料納付の状況について確認することができない。

2 請求期間②及び③について、請求者は、C市にあるD社に勤務しており、同社が国民年金保険料を納付してくれたかもしれない旨陳述している。

しかしながら、D社は、請求者は同社に勤務していたが、当時の資料はなく、請求者の国民年金保険料を納付したかは不明である旨回答している。

また、前述のとおり、請求者の国民年金番号は平成2年2月に払い出されたと推認されるところ、同年2月の時点で、請求期間②のうち昭和58年8月から昭和62年12月までの国民年金保険料は、時効により納付することはできない。

さらに、請求期間②のうち昭和63年1月から同年3月までの期間及び請求期間③の国民年金保険料は、平成2年2月に過年度納付することは可能であるが、前述のとおり、D社は、請求者の保険料を納付したかは不明である旨回答している上、請求者は、保険料を納付した人、納付時期、納付場所、納付方法等について覚えていない旨陳述していることから、当時の納付状況は不明である。

加えて、改製原附票によると、請求期間②及び③における請求者の住所はA市及びC市であるが、両市は、保存期限経過のため、当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はない旨回答しており、請求者の国民年金の加入及び保険料納付の状況について確認することができない。

3 請求期間④から⑧までについて、前述のとおり、請求者の国民年金番号は平成2年2月に払い出されたと推認されることから、当該期間の国民年金保険料を納付することは可能であるが、D社は、請求者の保険料を納付したかは不明である旨回答している上、請求者は、保険料を納付した人、納付時期、納付場所、納付方法等について覚えていない旨陳述していることから、当時の納付状況は不明である。

また、E市の回答、F市の住民票（除票）等によると、請求期間④から⑧までにおける請求者の住所はC市及びE市であったと推認できるところ、C市は、保存期限経過のため、当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はない旨回答していることから、当時の状況について確認することができない。

さらに、E市は、請求者の住所が同市にあるのは平成2年1月1日から平成4年12月27日までの期間及び平成22年8月から現在までの期間であり、当該期間については、同市が保管する請求者の国民年金保険料の納付記録（電子データ記録）はオンライン記録と一致している旨回答している。

4 請求期間⑨及び⑩について、前述のとおり、当該期間の国民年金保険料を納付することは可能であるが、D社は、請求者の保険料を納付したかは不明である旨回答している上、請求者は、保険料を納付した人、納付時期、納付場所、納付方法等について覚えていない旨陳述していることから、当時の納付状況は不明である。

また、戸籍の附票によると、請求期間⑨及び⑩における請求者の住所はG町（現在は、F市）であるが、F市は、保存期限経過のため、当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はない旨回答しており、請求者の国民年金の加入及び保険料納付の状況について確認することができない。

5 請求期間⑪について、前述のとおり、当該期間の国民年金保険料を納付することは可能であるが、請求者は、保険料を納付した人、納付時期、納付場所、納付方法等について覚えていない旨陳述していることから、当時の納付状況は不明である。

また、戸籍の附票によると、請求期間⑪における請求者の住所はG町及びE市であるが、F市は、保存期限経過のため、当時の国民年金の加入及び保険料納付に係る資料はない旨回答していることから、当時の状況について確認することができない。

さらに、前述のとおり、E市は、請求者の住所が同市にある期間については、同市が保管する請求者の国民年金保険料の納付記録はオンライン記録と一致している旨回答している。

6 請求期間①から⑪までについて、請求期間が多数存在しているところ、複数の行政機関において複数年度にわたり納付記録が欠落するとは考え難い上、請求期間⑩の一部及び請求期間⑪は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、当該期間に係る年金記録に過誤が生じたとは考え難い。

そのほか、請求期間①から⑪までについて、請求者が当該期間の国民年金保険料を納付して

いたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑪までに係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。